

平成28年10月17日

中部電力株式会社

## 部分買取発電所における想定買取比率変更について

部分買取発電所における想定買取比率変更を希望される場合、特例契約者からのお申し入れに基づき下記の通り実績購入電力量比率を算定するために用いる購入電力量を補正します。

＜実績購入電力量比率を算定するために用いる購入電力量の補正方法＞

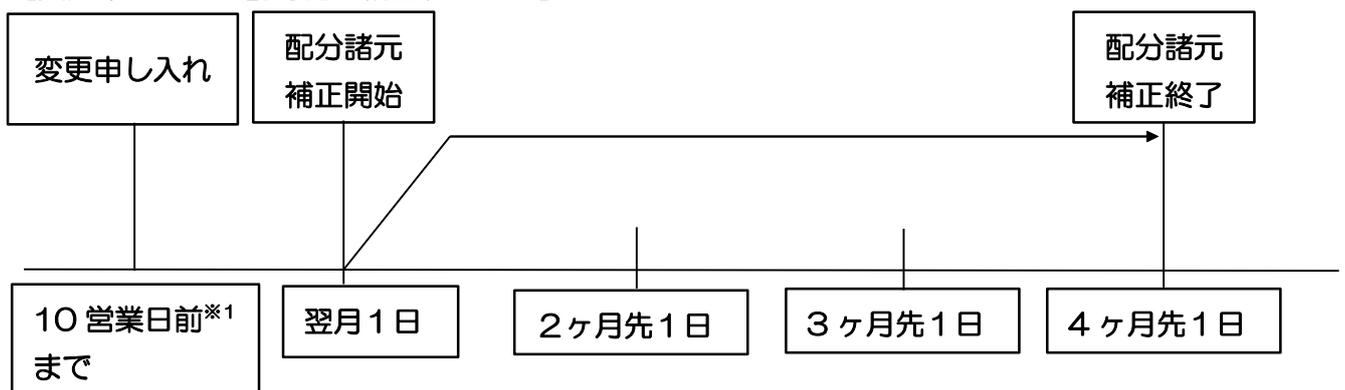
特例契約者から想定買取比率を変更するお申し入れがあった場合、設備認定出力[kW]、補正比率[%]および平均原単位[kWh/kW]を乗じた値を購入電力量に加算または減算して、実績購入電力量比率算定のために用いる購入電力量を以下のように補正します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{実績購入電力量比率} \\ \text{算定のために用いる} \\ \text{購入電力量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{小売電気事業者の} \\ \text{購入電力量} \\ \text{(3ヶ月前実績)} \\ \hline \end{array} \pm \begin{array}{|c|} \hline \text{設備認定出力} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{補正比率} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{平均原単位} \\ \text{(月ごと)} \\ \hline \end{array}$$

＜部分買取発電所における想定買取比率変更申し入れ方法＞

想定買取比率変更申し入れは、「＜別紙＞部分買取発電所における発電計画想定諸元変更申し入れ書」を当社の電力ネットワークカンパニー ネットワークサービスセンターへご提出ください。当社は、特例発電BGに発電電力量を通知する10営業日前までに受付した申し入れに対し、翌月1日より3ヶ月間の配分諸元を補正します。3ヶ月の補正期間中において、同一発電所の補正比率の変更は受けません。

【変更申し入れ～配分諸元補正終了まで】



※1 特例発電BGに発電電力量を通知する日を起算日とします。

なお、想定買取比率変更申し入れにあたっては、想定買取比率を変更する発電所を共に部分買取している特例契約者から承諾を得ていることを必須とします。

以 上